

税と他の公金を一体的に徴収する組織の状況

	組織の状況 ※					取扱っているもの								
	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	組織名	人数	国保税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上水道料金	下水道料金	学校給食費	公営住宅家賃	その他
1	千 葉 市		○				○	○	○		○			保育料
2	銚 子 市		○		債権管理室	11	○	○	○		○			保育料、下水道受益者負担金
3	市 川 市			○					○					
4	船 橋 市	○			債権管理課	46	○	○	○		○	○	○	公立保育所使用料・児童育成料・学校給食費・奨学金返還金等
5	館 山 市			○				○	○					
6	木 更 津 市			○				○	○		○		○	
7	松 戸 市	○			債権管理課	32	○	○	○		○	○	○	保育料
8	野 田 市			○			○	○	○					
9	茂 原 市				○									
10	成 田 市		○		債権回収対策室	5		○	○		○			下水道受益者負担金、保育料、その他非強制徴収債権と私債権の一部
11	佐 倉 市	○			債権管理課	21		○	○					保育料
12	東 金 市		○		滞納整理係	8		○	○					
13	旭 市				○									
14	習 志 野 市	○			債権管理課	6	○	○	○				○	市の保有するすべての金銭債権(保育料、返還金等)
15	柏 市	○			債権管理課	6	○	○	○				○	保育料、生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当返還金、こどもルーム保育料、介護給付金、訓練等給付費等返還金、被保険者返納金
16	勝 浦 市			○				○	○					
17	市 原 市	○			債権管理課	24	○	○	○					保育料、下水道受益者負担金、延長保育料、放課後児童クラブ利用料、保険給付費返還金
18	流 山 市		○		債権回収対策室	4	○	○	○					保育料・下水道受益者負担金
19	八 千 代 市		○		債権管理室	5	○	○	○					保育園保育料
20	我 孫 子 市		○		債権回収室	3			○		○			国民健康保険税・保育園保育料・下水道受益者負担金・土地区画整理事業清算金・生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金及び同法第78条第1項から第3項までの規定による徴収金(平成26年7月1日以後に支弁した費用に係るものに限る。)
21	鴨 川 市				○									
22	鎌 ヶ 谷 市				○									
23	君 津 市			○				○	○					保育料
24	富 津 市			○				○	○					
25	浦 安 市				○									
26	四 街 道 市		○		債権回収室	3		○	○					国民健康保険税、保育料
27	袖 ヶ 浦 市				○									
28	八 街 市				○									
29	印 西 市		○		債権回収対策室	8		○	○					国民健康保険税・保育園保育料
30	白 井 市			○				○	○		○			保育料
31	富 里 市				○									
32	南 房 総 市			○			○							
33	匝 瑛 市				○									
34	香 取 市			○				○	○		○	○	○	保育料・行政代執行費用
35	山 武 市				○									
36	い す み 市			○				○	○					
37	大 網 白 里 市			○				○	○					生活保護返還金・保育料
38	酒 々 井 町				○									
39	栄 町			○				○	○					
40	神 崎 町				○									
41	多 古 町			○				○	○					
42	東 庄 町			○				○	○					
43	九 十 九 里 町				○									
44	芝 山 町				○									
45	横 芝 光 町				○									
46	一 宮 町				○									
47	睦 沢 町				○									
48	長 生 村				○									
49	白 子 町				○									
50	長 柄 町				○									
51	長 南 町				○									
52	大 多 喜 町				○									
53	御 宿 町				○									
54	鋸 南 町			○			○	○	○					
	市 計	6	8	13	10	182								
	町 村 計	0	0	4	13	0								
	県 計	6	8	17	23	182								

※「組織の状況」区分

- (ア) 債権回収を一元的に行う課を設置している。
- (イ) 債権回収を一元的に行う課は設置していないが、室・班・係を設置している。
- (ウ) 収税担当課において、税以外の徴収を行っている。
- (エ) 他の公金との一体的な徴収は行っていない。

※この表で国保税は、他の公金としていない。

※南房総市は、合併前の団体が賦課した国保税の滞納繰越分を取り扱っている。